研究ノート

出雲国造関係記事 私注

Records Related to *Izumo no kuni no miyatsuko*: My annotations

保坂達雄
Tatsuo Hosaka

要旨

出雲国造は古代大和王権の信仰とは異なる独自の信仰を背景に、大化前代より出雲の意宇地方を本拠に一大勢力を誇った地方豪族である。律令体制以後は国造の交替ごとに京に上り、天皇の寿命を寿ぐ神賀詞を奏上し、長年にわたって朝廷との関係を保ち続けてきた。この儀礼と信仰の研究は古代出雲の固有信仰の解明のみならず、古代王権研究にとっても貴重な示唆を与えてくれるはずである。

本稿では、まず歴史資料の中から出雲国造に関係する史料を蒐集し、一つ一つの史料について注釈を試みる。この作業を通して出雲国造の歴史と実態を明らかにし、古代出雲信仰の解明に繋げてゆく。

キーワード：出雲国造　神賀詞　もの忌み　就任儀礼　古代王権

はじめに

出雲国造（いずものくにのみやつこ）は出雲東部の意宇地方を支配した古代豪族の首長を指す名称である。大化前代（六四五年以前）には国内に約百四十の国造が各地を支配していたが、なかでもこの出雲国造は宮廷信仰とは異なる独自の信仰を背景にこの地方の祭政の一切を掌握し、山陰道に一大勢力をもった地方豪族であった。やがて大和朝廷によって制圧され、服属支配下に置かれるところとなった。八世紀に入ると出雲国に国司が着任するようになり、出雲国造は意宇郡を治める単なる郡司として大領職に格下げされた。そのうち行政権からも切り離されて祭祀権のみを担当する家筋として存続するようになる。出雲大社の宮司を務める千家氏はこの出雲国造の末裔で、現在の千家尊祐氏は第八十四代出雲国造を名乗っている。

大和朝廷とは異なる勢力として出雲地方に君臨してきた出雲国造家の歴史は、日本古代王権の研究にとって見過ごすことのできない貴重な資料といえる。なかでも国造の就任儀礼は天皇の就任儀礼である大嘗祭を研究するうえで重なるところが多く、出雲国造に関す

る史料を検討することは、古代王権研究にとって欠かすことができない。

本稿ではまず基礎研究として、出雲国造について記された記事を歴史資料の中から抽出し注釈するところから始める。使用したテクストは『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『類聚国史』『類聚三代格』『類聚符宣抄』『令義解』『延喜式』は国史大系本、正倉院文書は『寧楽遺文』、『貞観儀式』は故実叢書本、『日本書紀』『風土記』は新編日本古典文学全集本に拠った。原文はすべて漢文であるが、私に訓読して漢字ひらがな交じり文にしたものを掲出し、簡単な説明を加えた。なお掲載順は年代のわかるものを先にして年代順とし、年代不明なものは史料の編纂年順とした。

◆『日本書紀』斉明天皇五年（六五九）是歳条

是歳、出雲国造［名を闕せり。］に命せて、神の宮を修厳はしむ。狐、於友郡の役丁の執れる葛の末を嚙ひ断ちて去ぬ。又、狗、死人の手臂を言屋社に嚙ひ置けり。［言屋、此をば伊浮瑯と云ふ。天子の崩りまさむ兆なり。］

斉明天皇五年に出雲国造に命じて神宮を修造させたが、このときに奇妙な現象が生じた。あるいはこれが天皇の崩御を示す前兆だったかもしれないとする記事。

国造は大化前代に大和朝廷より任じられた地方豪族。「くにのみやつこ」とも。政治と祭祀の双方を掌握した点で、律令制下の新国造と異なる。出雲国造は出雲国意宇地方を治めた国造で、代々出雲臣が世襲した。「神の宮」は出雲大社とする説と熊野大社とする説とあるが、「於友郡の役丁」ともあるので熊野大社とするのが妥当。

◆『続日本紀』霊亀二年（七一六）二月十日条

○丁巳、出雲国の国造外正七位上出雲臣果安、斎（ものいみ）し竟りて神賀事を奏す。神祇大副中臣朝臣人足、其の詞を以て奏聞す。是の日、百官斎す。果安より祝部に至るまで一百一十余人に、位を進め禄を賜ふこと各差有り。

出雲国造による神賀詞奏上の初出記事。出雲国造は補任されると、一年間の斎（もの忌み）ののち上京して神賀詞を奏上する。神賀詞は霊魂を奉って服従を誓うと同時に、天皇の寿命を寿ぐ寿詞。翌年同じように一年間の斎をしてもう一度神賀詞を奏上するのが常例だった。奈良時代の神賀詞奏上の記録は『続日本紀』にあって、この霊亀二年の記事が初出であるが、この記事をもって神賀詞奏上がこの年より始められたと見るのは早計。この記事以前にも、出雲国造の就任に際して神賀詞奏上が行われていたものと考えるべきであろう。和田萃は論拠を挙げて「出雲国造による神賀詞奏上は天武朝に始まった」と論じている（「出雲国造と変若水」）。なおこの記事には神宝献上についての記述がない。

「国造」は大化前代の地方豪族を意味するのが一般であるが、ここは「出雲国の国造」とあるので律令制下の新国造を指す。新国造は大化前代の国造とは異なり、一国に一国造が置かれ、その

国の神祇祭祀を掌った。「この当時、出雲国造は就任と同時に本拠の意宇郡の大領を兼任する慣行があったので、果安も同郡大領になったと考えられる」（『日本古代氏族人名辞典』）。

なお「出雲臣」は天穂日命を祖とする出雲国の豪族で、出雲国造には代々出雲臣の一族が任ぜられることになっていた。「果安」は、「出雲国造系図」に和銅元年（七〇八）に第二十五代出雲国造に任ぜられたとあり、出雲国造として実名の知られる最初の人物。但し、国造就任を和銅元年（七〇八）とするは、不審。和銅八年（七一五）頃なら規定と齟齬しない。

「神祇大副中臣朝臣人足、其の詞を以て奏聞す」について、新大系に「奏上の儀式の場（大極殿・大安殿などが想定される）に、天皇が出御していなかったのか、それとも、出御していても神祇官が奏聞したのか、未詳」とあるが、「天皇は国造の賀詞奏上に現れていなかった」（『古代出雲』）とするのが妥当。ただこれ以後は天皇臨御が常態。「是の日、百官斎す」とあるのは、式部省式下に「其日諸司廃務」とあるように、神賀詞奏上が行われる日は文武百官の勤務が休日となったということ。

「神祇大副」は神祇官の次官。神祇官には、伯、大副・少副、大祐・少祐、大史・少史の四等官の他に、神部・卜部・使部などが属す。大副は従五位下相当。「祝部」は、神主、禰宜に続く下級神官。ここでは、上京してきた出雲各社の神職。臨時祭式に「国司率国造諸祝部幷子弟等入朝」とあるので、「進位・賜禄の対象となった一一〇余人は朝廷に来ていた可能性が高い」（新大系）。なお出雲から都までの所要日数は、主計式上によれば、上り十五日・下り八日とある。ただ調庸の輸送がないので、下りの日数に近いか。

◆『続日本紀』養老八年（七二四）正月二十七・二十八日条

○戊子、出雲国造外従七位下出雲臣広嶋、神賀辞を奏す。○己丑、広嶋と祝・神部らとに、位を授け禄を賜ふこと各差有り。

果安の後をうけて第二十六代出雲国造に就任したのが、ここに登場する「広嶋」。就任年は不明。『出雲国風土記』巻末記に「国造帯意宇郡大領外正六位上勲十二等　出雲臣広嶋」と見え、「出雲国計会帳」にも「国造帯意宇郡大領外正六位上勲十二等出雲臣広嶋」とあるので、出雲国造は意宇郡の大領を兼任していたことがわかる。次の記事にあるように、二年後の神亀三年（七二六）二月、再度上京して神社の剣・鏡・ならびに白馬・鵠などを献上し、位二階を進められ、絁・綿・布を賜っている。二度目の神賀詞奏上が行なわれたためであろう。

広嶋については、『日本古代氏族人名辞典』に「天平五年（七三三）二月に勘造された『出雲国風土記』の総括責任者として、巻末に「国造帯意宇郡大領外従六位上勲十二等出雲臣広嶋」と署名している。同年の『出雲国計会帳』にも同じ署名がある。天平十年二月、外従五位下に叙せられた。同十八年三月に出雲臣弟山が同国造に任命されているので、この頃卒去したものと思われる」とある。

◆『続日本紀』神亀三年（七二六）二月二日条

○辛亥、出雲国造従六位上出雲臣広嶋斎事畢はりて、神社の剣・鏡幷せて白馬・鵠等を献る。広嶋幷せて祝二人に並びに位二階を進む。広嶋に絁廿疋、綿五十屯、布六十端、自余の祝部一百九十四人に禄を賜ふこと各差有り。

「従六位上」は外従六位上が正しく、「外」が落ちていると判断される。なお外は令制における位階を示し、内位に対して外位。内位よりやや低く、位田は内位の半分。外正五位下より外少初位下まで二十階ある。

『延喜式』巻十八（式部上）には、「凡そ初めて出雲国造に任じられば、四階を進めて叙す。其れ斎畢りて神寿詞を奏す。又四階を進めて叙す。進み加へて応に五位に至るべき者は、勅の処分を聴るす」との規定がある。広嶋は養老八年（七二四）には外従七位下だったので、五階昇叙したことになる。

「斎事畢はりて」は、最初の神賀詞奏上（養老八年正月）後、出雲に帰って潔斎の生活を送ったことをいう。二年が経過しているが、『延喜式』巻三（臨時祭）の規定では「国に還りて斎すること一年」とある。何かの事情で二回目の奏上が一年先になったものと思われる。

「神社」は出雲大社を指すか。なお蓬左文庫本・兼右本・書陵部谷森本・東山本などの本文は「神祉」。「祉」は神が降りとどまって幸いする、神の下す幸い、幸福の意。新大系は、「神祉」の本文で「かみやしろ」のルビを振る。

「神社の剣・鏡幷せて白馬・鵠等を献る」について、『延喜式』巻三（臨時祭）「国造奏神賀詞」には、

玉六十八枚［赤水精八枚、白水精十六枚、青石玉四十四枚］、金銀装りの横刀一口［長さ二尺六寸五分］、鏡一面［径七寸七分］、倭文二端［長さ各一丈四尺、広さ二尺二寸。並びに案に置く］、白眼鵠毛馬一疋、白鵠二翼を［軒に垂らす］、御贄五十舁［舁別に十籠を盛る］。

とあるので、玉を欠く。鵠毛はとき毛。淡い紅色。「絁廿疋、綿五十屯、布六十端」は、『延喜式』巻三（臨時祭）「国造奏神賀詞」に、「禄の法は国造絹廿疋、調布六十端、綿五十屯とす」とあるのと一致する。

「祝部一百九十四人」は、出雲の神社総数に近い。『出雲国風土記』総説には、「合はせて、神の社三百九十九所。一百八十四所［神祇官に在り。］二百一十五所［神祇官に在らず。］」とある。「神祇官に在り」は、神祇官が作成していた諸国の神社帳にその名が登録されていた神社のこと。『延喜式』巻九・十（神名上・下）登載の出雲国の神社数は「一百八十七座」。「およそ二〇〇人に及ぶ大集団が神宝献上の儀式に参加すべく都を訪れていた」（『古代出雲』）ことになる。

◆『出雲国風土記』巻末記（天平五年（七三三））

天平五年二月卅日、勘へ造る。

秋鹿の郡の人、神宅臣全太理、国造にして意宇の郡の大領を帯びたる外正六位上勲十二等　出

雲臣広嶋。

『出雲国風土記』の巻末に総括責任者として、出雲国造兼意宇郡大領であった「出雲臣広嶋」の名前が「神宅臣全太理」とともに見える。「天平五年」は、和銅六年（七一三）風土記撰進の命が出てより二十年目。「この年の二月に三十日が存在したか疑問をもつ説があったが、益田勝実・岡田清子の研究で、大日本古文書の『写経目録』天平五年二月卅日の日付が発見された」（新編全集）。「勘へ造る」の「勘」は考え合わせてよく調べるの意。校勘＝校合（数種の異本をくらべ合わせて、その正誤異同を正し定める）に近い。

「勲」は勲位。「国家の功労者に与える位階。令制では原則として軍功者に与えられたが、時には神に与えたり、軍功によらない場合もある。勲一等以下十二等に分かれそれぞれ相当位が定められた。一〇C以後すたれたが一八七六（明治九）に復活、八等の勲位を定めた」（『角川　日本史辞典』）。

◆『正倉院文書』出雲国計会帳　節度使符参拾弐条（天平五年（七三三））

天平五年八月

一廿日符、壱道［国造にして意宇郡の大領を帯ぶる外正六位上勲十二等出雲臣広嶋追状］八月廿五日を以て国に到る。

天平五年（七三三）八月二十日付で節度使から発せられた符が、八月二十五日に出雲臣広嶋のもとに到ったとする内容。この記事にも広嶋は「国造にして意宇郡の大領」を兼任しているとある。

「計会帳」は「律令制において、太政官以下諸国に至る諸官司が、一年間に授受した詔・勅・符、授受した日時、使人の姓名などを記帳し、定日までに太政官に提出した帳簿」（『角川　日本史辞典』）。「符」は上級官司から直属被官へ命令する文書。解に対応する。「壱道」の「道」は、符を数える単位か。

◆『続日本紀』天平十年（七三八）二月十九日条

出雲国造外正六位上出雲臣広嶋に外従五位下。

これまでの記事から、広嶋は七二四年に外従七位下、七二六年に（外）従六位上（五階昇叙）、七三三年に外正六位上（二階昇叙）、七三八年に外正五位上（四階昇叙）と昇進したことがわかる。

◆『続日本紀』天平十八年（七四六）三月七日条

〇丁未、外従七位下出雲臣弟山に外従六位下を授け、出雲国造とす。

この記事は出雲臣弟山が出雲国造に就任したとする記事である。広嶋の後を受けて第二十七代として就任した。おそらく広嶋没後に任命されたものと思われるが、広嶋の子であるかどうかは不明。

「弟山」について、『出雲国風土記』意宇郡条に、

新たに造れる院一所。山代の郷の中にあり。郡家の西北二里なり。教堂を建立す。［住む僧一軀。］飯石郡の少領出雲の臣弟山が造れるなり。

とある。「院」は寺院、「教堂」は講堂の意。この記事から、「弟山の本拠地は飯石郡ではなく意宇郡大庭の出雲臣一族の本拠地であったことがわかる」（『古代出雲』）。「この山代郷には国造家があるので、国造家のために菩提寺を建立したものと思われる」（『出雲神話の誕生』）。

また『出雲国風土記』飯石郡の条末にも「郡司　少領　外従八位上　出雲臣」と署名がある。この「出雲臣」も弟山と考えられるので、弟山は天平五年（七三三）に飯石郡少領として『出雲国風土記』飯石郡条の作成に関係したことがわかる。「出雲国計会帳」天平五年九月にも、「飯石の郡少領外従八位上出雲臣弟山、伝馬参匹を給はりて還却しまをす状」とする記事がある。

◆『続日本紀』天平勝宝二年（七五〇）二月四日条

二月癸亥、天皇、大安殿に御します。出雲国造外正六位上出雲臣弟山、神斎賀詞を奏す。弟山に外従五位下を授く。自余の祝部に位を叙すること差有り。並びに絁綿を賜ふこと、亦各差有り。

「天皇、大安殿に御します」とあるので、聖武天皇が直接奏聞したことがわかる。出雲国造の神賀詞奏上は、このように天皇が直接奏聞するものだったものと考えられる。「大安殿」は大極殿をいうとする説もあるが、内裏の正殿と解すべき。「神斎賀詞を奏す」、国造に任じられたのが天平十八年だったので、第一回の神賀詞の奏上は四年後。規定では一年後なので、なにか理由があったか。「外従五位下」について、「式部省式では四階の昇叙だが、ここでは一階。ただし弟山は任国造の時の叙位から既に三階昇叙している。併せて四階」（新大系）。

◆『続日本紀』天平勝宝三年（七五一）二月二十二日条

○乙亥、出雲国造出雲臣弟山、神賀詞を奏す。位を進め物を賜ふ。

出雲国造弟山による二回目の神賀詞奏上の記事。一年の斎を経ての奏上なので、規定通り。奏上の記事が二月に集中していることは注意すべき。

◆『続日本紀』天平宝字八年（七六四）正月二十日条

○戊午、外従七位下出雲臣益方を国造とす。

「出雲国造系図に、弟山の子、第二十八代国造とある。本条で出雲国造となり、三年後の神護景雲元年に神賀事を奏して外従六位下から外従五位下に、その翌年二月に二度目の神賀事を奏して外従五位上に昇叙。本条では外従七位下、式部省式上によれば、出雲国造に任じられると位階を四階進められる。本条で出雲国造に任じられた益方は、これより外従六位下に叙せられたものと思われる」（新大系）。

「国造」は新国造のこと。ここで改めて新国造について。

新国造とは律令制下での国造を大化前代の国造と区別して呼ぶ名称である。律令制下の国造は一国の行政権は国司に委ね、もっぱら国単位の神祇祭祀のみを掌っていた一国一員の官職で

ある。地方豪族の族長が祭政を世襲して支配した大化前代の国造とは実質的にまったく異なる官職といえる。が、この律令制下の国造については律令国家成立以前からの国造の遺制であり、依然として地方支配の上で実質的な役割を期待されていたとする反論もある」(『神と巫女の古代伝承論』)。

◆『続日本紀』神護景雲元年(七六七)二月十四日条

○甲午、東院に幸したまふ。出雲国造外従六位下出雲臣益方、神事を奏す。仍りて益方に外従五位下を授く。自余の祝部等に、位を叙し物を賜ふこと差有り。

通常は国造就任の一年後なのに、益方の神賀詞奏上は「神護景雲元年」。なぜ三年後なのか不明。「東院」は「平城宮内の東拡張部南半部にあった離宮的施設で、本来東宮のための宮であった。発掘調査によって、池と島を中心とする遺跡があったことが確認され、また緑釉の瓦も発見されている」(新大系)。「幸」とあるので、天皇が奏聞していることがわかる。

◆『続日本紀』神護景雲二年(七六八)二月五日条

○庚辰、出雲国国造外従五位下出雲臣益方、神事を奏す。外従五位上を授く。祝部の男女百五十九人に爵各一級を賜ふ。禄も亦差有り。

益方は外従五位下から外従五位上へなので、通常と異なり一階だけのアップ。前年の国造就任時にすでに外従五位下と高位だったので、わずかな昇叙だったのであろう。「祝部の男女百五十九人」は、出雲国内の神社の神職たちを指す。神亀三年二月条には「自余の祝部一百九十四人」とあった。「祝部は男性だけでなく、女性を含んでいた事実がこの記録から判明する。古代の神官には女性がいたことを知る必要がある」(『古代出雲』)。

◆『続日本紀』宝亀四年(七七三)九月八日条

○九月庚申、外従五位下出雲臣国上を国造とす。

『続日本紀』に記録された任官・叙位の記事は書類上だけではなく必ず儀式を伴っていたことは、「天皇、南苑に御します。従五位下安宿王に従四位下を授く。」、「天皇、中宮に御しまして、正三位橘宿禰諸兄に従二位を授けたまふ。」などから明らか。国造の任官においても、実際に補任式が行われたものと考えるべき。この記事においても、国上は補任式に列していると見られる。

国上は第二十九代国造。「出雲国意宇郡の兵衛で、天平五年に五比の勘籍を行い貢上されたことが、出雲国計会帳に見える。国造は令制国造で、国内の神祇祭祀をとりしきる」(新大系)。なお国上には神賀詞奏上の記事が見当たらない。何らかの理由によって行われなかったか。それとも単なる記載漏れか。

◆『続日本紀』延暦四年(七八五)二月十八日条

○癸未、出雲国国造外正八位上出雲臣国成ら、神吉事を奏す。其の儀、常の如し。国成に外従五位下を授く。自余の祝らに、階を進む

ること各差有り。

「国成」は第三十代国造。延暦元年（七八二）に就任したと『出雲国造系図』にある。これが一回目の神賀詞奏上。神賀詞奏上は四階進めるのが規定だが、国成は外正八位上からは外従五位下へと九階上がっている。これはもとが低すぎたので修正したためか。

「其の儀、常の如し」について、『古代出雲』は「このころになると神賀詞奏上儀礼の規式がほぼ完成し、その常例にのっとって儀礼が運ばれていたことをうかがわせている」と指摘する。

◆『続日本紀』延暦五年（七八六）二月九日条

○二月己巳、出雲国国造出雲臣国成、神吉事を奏す。其の儀、常の如し。国成及び祝部に物を賜ふこと、各差有り。

国成による二度目の神賀詞奏上の記事。奏上の時期は、これまでの例から見て二月と決められていたことがわかる。

◆『続日本紀』延暦九年（七九〇）四月十七日条

○癸丑、従六位下出雲臣人長を出雲国造とす。

『続日本紀』に載録された出雲国造に関する最後の記事。「人長」は第三十一代に当たる。規定通りならばこのあと延暦十年と翌十一年に神賀詞が奏上されたと考えられるが、『続日本紀』は延暦十年（七九一）までの編年史なので記録が残されていない。

◆『類聚国史』巻十九神祇十九国造、延暦十四年（七九五）二月甲子条

出雲国国造外正六位上出雲臣人長に特に外従五位下を授く。遷都に縁り神賀事を奏するを以ちてなり。

この記事は神賀詞奏上の記事としては異例。「遷都により神賀詞を奏するを以ちてなり」とあるので、二度に及ぶ通例の神賀詞奏上に加えて、延暦十三年（七九四）の平安遷都に合わせて臨時に行われたものか。

◆『類聚三代格』巻七郡司事・太政官符（延暦十七年（七九八））

応に出雲国意宇郡の大領を任ずべき事

右は大納言従三位神王宣せらるるに偁はく、「勅を奉るに、昔は国造郡領の職員に別有り。各其の任を守りて敢へて違越せず。慶雲三年以来国造をして郡領を帯ばしむるに、言を神事に寄せ動もすれば公務を廃つ。則ち闕怠有りと雖も、刑罰を加へず。乃ち私門の日に益すこと有りて公家に利せず。民の父母還りて巨蠹と為れり。今より以後、宜しく旧例を改め国造・郡領は職を分ちて之を任ずべし。」と。

延暦十七年三月廿九日

延暦十七年（七九八）三月二十九日付の大納言神王から出された、出雲国造と郡の大領職兼任を禁止するよう命じた太政官符。

「神王」はみわおう。「八世紀後半―九世紀初めの皇親官人。榎井親王の子。榎井親王の兄に光仁天皇がいる。妻は桓武天皇の妹美努摩内親王」（『日本古代氏族人名辞典』）。延暦十五年（七九六）七月に大納言に昇格している。

官符の内容は、昔は、国造（律令国造のこと）は神祇祭祀、郡領は行政と明確な区別があり、「其の任を守りて敢えて違越」するようなことはなかった。ところが、慶雲三年（七〇六）に出雲国造の郡領兼任を許可したところ、国造は神事に言寄せて公務を怠ることが多くなった。それに対して何ら懲罰を加えなかったために、私腹を肥やすばかりで一向に意宇郡のためにならないばかりでなく、国家を蝕むものになっている。「私門」は「公家」＝国家の対。「巨蠹」の「蠹」は、木食い虫、蝕むものの意。

本来、民衆の父母となるべき者が国家を蝕む者となっている。そこで、国造と郡の大領を別々に任用するようにとした官符。

この史料について、瀧音能之は次のように述べている。

この（延暦十七年）直後あたりに出雲国造は意宇郡から出雲郡の杵築郷へ移ったといわれている。すなわち、この太政官符によると、慶雲三年（七〇六）以降、出雲国造は意宇郡の大領を兼帯してきたわけであるが、延暦十七年にいたって意宇郡の大領を解任されたことになる。これを機会に出雲国造は現在の出雲大社である杵築大社の祭祀に専念するようになり、居住地もそれまでの東部の意宇郡から、杵築大社のある出雲郡杵築郷へと移したというわけである。しかし、この太政官符では、出雲国造が延暦十七年の段階で意宇郡の大領を解かれたということしか記されておらず、出雲国造がいつ東部から西部に移ったかについては、厳密なことをいえば不明とせざるを得ないであろう。（『古代出雲の社会と信仰』）

◆『類聚三代格』巻一神宮司神主禰宜事・太政官符（延暦十七年（七九八））

出雲国造、神事に託けて多く百姓の女子を娶りて妾と為すを禁ずるの事

右は右大臣宣せらるるに偁はく、「勅を奉るに、今聞く、承前の国造は神主を兼帯し、新任の日に即ち嫡妻を棄つ。仍りて多く百姓の女子を娶り神宮の采女と号けて、便りに娶りて妾と為すこと、限極を知ること莫し。此れは是妄りに神事に託けて、遂に淫風を扇ぐ。神の道世に益すること豈其れ然らんや。今より以後は更に然ることを得ざれ。若し妾を娶りて神事に供ふること已むを得ざれば、宜しく国司をして名を注し密封して一女を卜定せしむべし。多く点ずることを得ず。如し此の制に違はば、事に随ひて科処せむ。筑前国宗像神主、此に準ず。

延暦十七年十月十一日

これも大納言神王から出された太政官符で、出雲国造の妻妾を娶ることを禁じたもの。

「承前の国造は神主を兼帯し、新任の日に即ち嫡妻を棄つ」とは、これまで出雲国造は神主を兼務していたために国造に選任されると、「神宮の采女」と名付けて妾をおおぜい作ってきたとい

うこと。「若し妾を娶りて神事に供ふること已むを得ざれば」、どうしても神事に奉仕させるために妾を娶らなければならないならば、国司立ち会いのもと卜定によって一人だけ選んで、おおぜい選ぶようなことはするな。もしこれに従わなかったならば、厳しく処罰する。このような内容である。

これまで出雲国造は神事にかこつけ新任の日に嫡妻を捨て、百姓の女子をほしいままに妻妾にして際限がなかった。こうした淫風を禁止するというのがこの官符の目的である。この記事について、前田晴人は「十一月の新嘗祭の祭儀に関する淫乱な風習を政府は禁止しようとしたのだ」（『古代出雲』）と指摘する。日付が新嘗祭を前にした「十月」なので、新嘗の夜の神婚を想定しているのだろうが、「新任の日」とあるので新嘗祭の祭儀とは異なることは明らか。

◆『類聚国史』巻十九神祇十九国造、延暦二十年（八〇一）閏正月戊寅日条

出雲国々造神賀事を奏す。

この国造は誰を指すのか。『出雲国造系図』によれば、（31）人長――（32）千岡（延暦十六年任命）――（33）兼連（延暦二十二年任命）――（34）旅人（弘仁元年任命）――（35）豊持（天長三年任命）となっている。第三十二代千岡なら国造任命が延暦十六年なので、神賀詞奏上の時期として適切。

◆『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）九月二十七日条

出雲国造外従六位上出雲臣門起に外従五位下を授く。

「門起」は「『出雲国造系図』に見えない。延暦二十二年に第三十三代国造となった兼連にあたるが、この部分は『出雲国造世系譜』との間に異同が見られる。」（『国造・県主関係史料集』）。

◆『日本後紀』弘仁二年（八一一）三月二十七日条

○辛酉、出雲国造外従七位下出雲臣旅人に外従五位下を授く。神賀事に縁りてなり。

「旅人」は『出雲国造系図』によれば第三十四代国造。弘仁元年（八一〇）に就任。翌年神賀事奏上により、外従五位下に叙している。

◆『日本後紀』弘仁三年（八一二）三月十五日条

○癸酉、大極殿に御します。出雲国造外従五位下出雲臣旅人、神賀辞を奏す。幷せて献物有り。禄を賜ふこと、常の如し。

出雲臣旅人による二度目の神賀詞奏上。規定通り一年間の斎を経ての奏上である。このとき嵯峨天皇が大極殿に御して奏聞していることがわかる。

◆『類聚国史』巻十九神祇十九国造、天長三年（八二六）三月甲申

条

詔して曰く、「天皇が詔旨(おほみこと)らまと宣りたまふ詔旨を聞こしめさへと宣る。従八位下出雲臣豊持を、国造に任じ賜ひて、冠位上げ賜ひ、大御手物賜はくと宣りたまふ詔を聞こしめさへよと宣る。」と。

出雲臣豊持を出雲国造に任ずる宣命。「天皇」は淳和天皇（八二三～八三三）。「豊持」は第三十五代出雲国造。

「らま」は「未詳。「おほみことらま」「やつこらま」などの形で用いられ、抽象化された意味の名詞を作る」（『岩波古語辞典』）。祝詞や宣命に用いられる。「大御手物」は用例のない語であるが、「大御」が天皇につける敬語、「手物」が「自分の所有する物」（『岩波古語辞典』）の意なので、前田晴人による次の説明が妥当だろう。「負幸物のことではなく、位階を有した官人としての国造に授けられた特別の禄であろう。負幸物の授与のことは残念ながら正史などには一切記録が見えない」（『古代出雲』）。

◆『類聚国史』巻十九神祇十九国造、天長七年（八三〇）四月乙巳

条

皇帝大極殿に御して、出雲国国造出雲臣豊持献ずる所の五種の神宝、兼ねて出す所の雑物を覧そなはす。宮に還りて豊持に従六位下を授く。

前の記事にあったように、豊持は天長三年（八二六）三月に第三十五代出雲国造に就任している。就任から四年のブランクがあって神賀詞を奏上。「五種の神宝」は玉・横刀・鏡・倭文など。「兼ねて出す所の雑物を覧そなはす」は、天皇が献上された馬・鵠・御贄などをご覧になったの意。

◆『続日本後紀』天長十年（八三三）四月二十五日条

○壬午、出雲国司、国造出雲豊持らを率ゐて神寿を奏す。幷せて白馬一疋、生雉一翼、高机四前、倉代の物五十荷を献ず。天皇大極殿に御しまして、其の神寿を受く。国造豊持に外従五位下を授く。

豊持による二度目の神賀詞奏上。三年のブランクがある。「出雲国司」から神賀詞奏上には国司が引率していたことがわかる。前田晴人は「『延喜式』の規定通りに儀礼が進行していたようだが、それぞれの儀式の期間が規定通りになっていないことに注意を払う必要がある。儀礼の形骸化が進んでいたことを物語るだろう」（『古代出雲』）とする。

「雉」、規定では鵠。「高机」は机に載せられた献上物。「倉代の物」も倉の代わりの物の意なので、倉に収蔵されていた献上の物。「荷」は荷物を数える単位。一荷で天秤棒の前後二つの荷物を指す。

「天皇大極殿に御しまして」について、鳥越憲三郎『出雲神話の誕生』には、「国造弟山から後は天皇の出御があったものとみてよかろう。」とある。また神賀詞奏上については、『続日本紀』『類聚国史』『続日本後紀』に記録が見えていたが、「たぶんこれ以後は廃止されたのであろう」とも述べている。

◆『類聚符宣抄』第一（諸神宮司補任）　長保四年（一〇〇二）

太政官符出雲国司内

正六位上出雲臣孝忠

右、去んぬる五月十五日、彼の国の国造に任じ畢りぬ。国宜しく承知して例に依りて之を行ふべし。符到らば奉行せよ。

従四位上　　従五位下行左大史

長保四年六月廿八日

『類聚符宣抄』は七三七～一〇九三年の間の宣旨・太政官符を部類別に編集したもの。十巻。現存八巻。

「孝忠」は、『出雲国造世系譜』に「五十世国造孝綱臣」の弟に「孝忠」とあり、「早世」とある。「符」は「上級官司から直属被官へ命令する文書。日付が文書の最後の行に、文書責任者の署名が日付の前に書かれるのが形式上の特徴」（『角川　日本史辞典』）とあるが、この符では文書責任者は「従五位下行左大史」。「行」は位の高い者が　相当する官よりも低い官に就くとき、行という。左大史は正六位上相当。

◆『令義解』巻二

凡そ天神地祇は、神祇官、皆、常の典に依りて祭れ。［謂ふこころは、天神は、伊勢、山城の鴨、住吉、出雲国造斎く神らの類是なり。地祇は、大神、大倭、葛木の鴨、出雲大汝神らの類是なり。常の典は、此の令に載す所の祭祀の事の条是なり。］

神祇令の第一条で、天神地祇はみな神祇官が恒例によって祭るものとする。天神は天から下ってきた神、地祇はもともと土地にいる神。義解の注に、天神の一つに「出雲国造斎く神」を挙げている。これは出雲国意宇郡熊野坐神社を指す。また地祇として挙がっている「出雲大汝神」は、大国主命を祀る杵築大社。

◆『貞観儀式』巻十

太政官曹司の庁出雲国造を任ずるの儀

当日早旦、掃部寮預め座を設く。［弁大夫西の庁、式部東の庁の西廂。］式部の録、史生・省掌らを率ゐ、進みて版三枚を中庭に置く。［尋常の版より南に去ること五尺に、宣命の版を置く。南に去ること四許丈、更に東に折ること一許丈に国司の版を置く。此より西に去ること一丈に宣命の版に当たる国司の版を置く。］訖りて参議已上座に就き、大臣召使を呼ぶ。称唯して尋常の版に就く。大臣宣して式部省の召使を喚ぶ。称唯し出でて之を喚ぶ。輔称唯す。丞代進みて版に就く。大臣宣して参り来。丞称唯して上大臣の座の前に至る。大臣国造の名簿を賜ふ。丞受けて退出す。訖りて輔丞各一人録三人入りて座に就く。訖りて国守入り版に就く。次に省掌任じられし人を引きて参入す。［任人版に就く。省掌南を差して立つ。］参議已上弁大夫下り立ち、及び式部座より起ち定むるところに立つ。弁大夫一人版に就き、制を宣りて曰く、「天皇が詔旨らまと宣りたまひしく。其の位其の出雲国造に任じ賜ひて冠位を上げ賜ひ御平物賜はくと宣る」と。国司任ぜられし人とも唯と称し、再拝すること両段、手を拍つこと四段。参

議已上及び弁大夫以下、還りて本の座に就く。掃部寮進みて簀を中庭に敷く。式部の史生位記の筥を置く。録一人進みて簀に就き、位記を賜ふ。録一人位記を留む。史生進みて位記の筥を撤す。次に掃部寮簀を撤す。次に録一人禄所に進み唱へて賜ふ。一物を賜はる毎に手を拍つ。［大蔵省預め禄を庭中に積む。絁十疋・糸廿絇・布廿端。］任ぜられし人絁十匹を持ちて退出す。糸布は蔵部相随ひて持ち出す。訖りて各退出す。

太政官曹司の庁で行われる出雲国造の補任式の次第。天皇の臨御はなく、弁大夫が天皇の宣命（「天皇が詔旨らまと宣りたまひしく。其の位其の出雲国造に任じ賜ひて冠位を上げ賜ひ御平物賜はくと宣る」）を読み上げる。

『儀式』は、朝廷の恒例・臨時の儀式の次第を定めた有職故実書。弘仁・貞観・延喜三代の『儀式』が作られたが、現存するのはこの『貞観儀式』十巻のみ。「太政官」は国政を総括する役所で、官内に少納言・左弁官・右弁官の三局がある。「曹司」は「口頭行政の場である朝堂の外に設けられた、主として文書行政のための諸司の執務空間。曹司の庁はここでは太政官曹司庁を指す」（『訳注日本史料　延喜式』）。「ぞうし」とも。「掃部寮」は朝廷諸行事の設営を担当。薦、席（むしろ）、床、簀、苫、蒲、藺、簾等の敷設及び洒掃を担当。「式部」は式部省。文官の人事・養成・行賞などを担当。「版」は木の板。「参議」は大臣・納言に次ぐ重職で、定員八名。三位以上。「弁」には大弁（従四位下）・中弁（正五位上）・小弁（正五位下）があり、左右で定員六名。「大夫」は五位の者の称。「平物」は手物を言うか。「史生」は官位相当のない雑任。式部省の定員は二十名。「録」は主典で四等官。記録・文案の検討などを司った。七位・八位相当。「位記」は授位の証書。

◆『延喜式』巻三（神祇三　臨時祭　負幸）

出雲国造に賜はる負幸物

金装（つく）りの横刀一口、糸廿絇、絹十疋、調布廿端、鍬廿口。

右、国造に任じ訖はらば、弁一人、史一人、神祇官庁に就く。［弁の座を伯の座の上に設く。即ち弁西より入り座に就く。史の座は前敷に設く。其の史は東より入り座に就く。］次に伯已下祐已上、次ぎてを以て座に就く。史一人、大蔵の録一人、南門より入りて座に就く。［録の座は前敷に設く。］史、官掌を唱びて仰せて云はく、「出雲の国司幷びに国造を喚せ。」と。官掌、国司・国造を率ゐて版位に就く。［国造版位に就き、国司次に立ち、官掌西に立つ。若し国司五位ならば座に就く。］史も亦神部を喚す。神部一人進み、［木綿の鬘幷びに手繦を著す。］大刀の案の下に就き、之に跪く。時に弁宣りて曰く、「出雲の国造と今定まり給へる姓名に負幸の物を賜はくと宣る。」と。国造唯と称す。再拝すること両段、手を拍つこと両段。訖りて大刀の案の下に進み、之に跪く。神部大刀を取りて授く。手を拍ちて賜ふ。［拍手すること両段。］退きて後取の人に授く。即ち版位に就く。次に大蔵の録国造を喚す。国造禄の下に就き跪く。後取一人進みて、先ず糸を取りて国造に給ふ。手を拍つこと一度、賜はりて後取に授く。後取退きて本の列に立つ。絹

布鍬も亦之の如し。国造退きて版位に就く。更に大刀を取りて出づ。［後取前に立つ。国造後ろに立つ。其れ国造は名を喚び及び禄を給ひし時、毎度唯と称す。］次に録、次に本官、次に史、次に弁退出す。

この条項は、新しい出雲国造が国司に率いられて上京し、国造として正式の任命を受けた時に、天皇から賜る負幸物について記した条項。「負幸物」は、出雲国造が新任の際に天皇から賜る品々の総称で、右によれば「金装りの横刀一口、糸廿絇、絹十疋、調布廿端、鍬廿口」がその品々。

大極殿で補任式が行われたあと、神祇官に移動して負幸物を賜る。弁官から「出雲の国造と今定まり給へる姓名に負幸の物を賜はくと宣る」との宣命を受けた後、順次負幸物を拝領する次第が記されている。負幸物を授与するさい神部が拍手して渡す。大刀は二回、それ以外は一回。これは何のためなのか。

「神祇官」は朝廷の祭祀を担当する官司。伯、大副・少副、大祐・少祐、大史・少史、神部三十人、卜部二十人、使部三十人、直丁二人からなる。史は主典で正八位上・従八位上。「前敷」は庁の前座。「官掌」は太政官の弁官の下にいる官で庶務係。「唱」は「唱名」（名簿を見て名を呼ぶ）。「後取」は神官の補佐の仕事をする者。後執。しどり。

◆『延喜式』巻三（神祇三　臨時祭　寿詞）

国造神賀詞を奏す

玉六十八枚［赤水精八枚。白水精十六枚。青石玉四十四枚］、金銀装りの横刀一口［長さ二尺六寸五分］、鏡一面［径七寸七分］、倭文二端［長さ各一丈四尺、広さ二尺二寸。並びに案に置く］、白眼鵠毛馬一疋、白鵠二翼［軒に垂らす］、御贄五十舁［舁別に十籠を盛る］。

右、国造に負幸物を賜はり、国に還りて潔斎すること一年［斎の内に重刑を決せず。若し校班田に当たらば、亦停めよ］。訖らば即ち国司は国造・諸の祝部幷びに子弟らを率ゐて入朝す。即ち京外の便処に於いて、献物を修め餝る。神祇官の長自ら監視す。預め吉日をトし、官に申して奏聞すること、所司に宣り示す。又後の斎すること一年、更に入朝す。神寿詞を奏すること初儀の如し［事は儀式に見ゆ］。

凡そ国造神寿詞を奏する日の平旦、神祇官は国造の奏事を試む。座料の調薦五枚を賜ふ。

神寿を奏には斎すること一日、前に在りて官に申す。国造已下、祝・神部・郡司・子弟五色の人らに禄を給す。但し其の人数は、臨時に申す所にして定額有ること無し。禄の法は国造に絹廿疋、調布六十端、綿五十屯とす。祝・神部には有位無位を論ぜず、各調布一端。郡司各二端。子弟各一端。

国造補任の翌年に行われるのが、国造による神賀詞奏上の儀礼。一年間の潔斎を終えて行われる。国司は国造や祝部また子弟などを引率して都に入り、京外の適当な場所で献上物を整えるとある。なお一年間の潔斎の期間中、出雲では重刑の執行や校班田を停止されるという。重刑とは謀反・謀大逆・謀叛・悪逆・不道・大不

敬・不孝・不義の八罪を指す。国に還ってさらに一年、後の斎（潔斎）をして再び上京し、初度と同じようにもう一度神賀詞を奏上する。

「白鵠二翼」の献上について、西郷信綱は垂仁紀二十三年の記事との関連を指摘して、「ホムツワケに関する書紀の記事がなかったら、神賀詞中に白鵠の生御調が登場することもなかっただろう」とする（『古事記注釈　第三巻』）。

◆『延喜式』巻十一（太政官　国造）

凡そ出雲国造は、国司例に依りて銓擬して言上せば、即ち太政官に於いて補任する。諸国の郡司を任ずる儀の如し。宣命及び叙位は並びに常儀の如し。禄を賜ふこと数有り。畢らば弁大夫及び史各一人、神祇官に就きて負幸物を給ふ。国に還りて一年斎す。畢らば国司国造を率ゐて入朝し、神寿詞を奏す。初め京外の便所に到りて停まり、献物を修め餝る。神祇官に申して預め吉日を択び、官に申して奏聞し、例に依りて供へ進れ。［後の斎も亦此に准へ。］其の日史二人朝堂院に入りて献物の数を勘へ、例に依りて所司に頒ち充てよ。［事は神祇式及び儀式に見ゆ。］

出雲国造はまず国司が人物を調べて太政官に言上するとある。「詮擬」の「銓」は人物をはかり、調べる。人物を選び、官につける。「擬」ははかる意。「詮議」と同義。また補任は郡司の補任と同じように行うともある。国司の補任について、『延喜式』巻十一（太政官　郡司）には次のように記されている。

凡そ諸国銓擬して郡司の大少領を言上すべくんば、式部対試して簿を造れ。先づ大臣に申して、即ち奏聞せよ。訖りて式部位記を書き印を請へ。其の後太政官に於いて、式部先づ位記を授く。次に任人の名を唱ふること、除目の儀の如し。［事は儀式に見ゆ。］

「負幸物」について、「これでみると負幸物の授与の場だけは神祇官になっていることがわかる。これは負幸物が宗教的な意味をおびた下賜品であることを示している。つまり国造が天皇に献上する神宝と同じ性質で、しかも国造の献上品と同じく種類と数量があらかじめ決められていた物品であること、さらには国造の神宝献上に先立って行われていることがとりわけ重要であろうと考えられる。」（『古代出雲』）

「斎」について、「玉造湯（出雲国意宇郡）での一年間の沐浴潔斎」（『訳注日本史料　延喜式』）とする注があるが、物忌みを玉造の湯での斎戒沐浴に限定すべきでなかろう。

◆『延喜式』巻十二（中務省　神寿辞）

凡そ出雲国造の応に神寿辞を奏すべきは、前だつこと二日、内舎人十六人を差点す。前だつこと一日、版位を大極殿の南庭に置く［事は儀式に見ゆ］。

「内舎人」は天皇・皇后・皇太子などに近侍し、護衛・雑務などに当たった下級官人。五位以上の貴族の子孫から選任された。中務省に所属し、定員九十人。毎日出勤する長上官。「差点」、差

は選ぶ、点は印をつける意。「内舎人はこの献上物を運ぶことに携わるのであろう」（『訳注日本史料　延喜式』）とする考えもあるが、それだけでなく国造補任儀礼の場が大極殿の南庭なので、天皇を警護するために選ばれたのであろう。

◆『延喜式』巻十八（式部上　国造叙位）

凡そ初めて出雲国造に任じらるれば、四階を進めて叙す。其れ斎畢りて神寿詞を奏す。又四階を進めて叙す。進み加へて応に五位に至るべき者は、勅の処分を聴け。

国造叙位に関する条項。出雲国造に任命されると四階昇叙、神賀詞奏上ごとにさらに四階昇叙する。五位以上の叙位には天皇から授与がある。

◆『延喜式』巻十九（式部下　神寿）

出雲国造神寿詞を奏す

国造を銓擬すること、一に郡領の如し。其れ位を叙し禄を賜ふこと並びに常式有り。斎畢らば諸の祝部を率ゐ、更に復入京して神寿詞を奏す［警蹕の声を聞かば会昌門の外に列立せよ。後の斎もまた同じ］。其の日、諸司務めを廃む。若し叙位に応ずる者あらば、預め省をして位記を書かしむ。前だつこと一日、録は史生・官掌を率ゐて、竜尾道より南に版位を置く［事は儀式に見ゆ］。

『延喜式』巻十一にも記されていたが、国造の銓擬は郡領と同じようにせよとある。式部省式下三十六条には、

諸国銓擬して大領・少領・びに主政帳等をを申上することは、毎年正月三十日以前、省に集めよ。予め丞・録・史生・省掌を差して、其の事に専当せよ。訖らば輔以下の座を省内の便処に設け、史生をして其の簿を勘造せしむ。具に功過を顕はし、其の名簿を写し、以て省掌に授く。

とある。

「警蹕」は「天皇の出入や正式の食事の時、または貴人の通行や神事の時などに、声をかけて人々をかしこまらせ、先を払うこと」（『岩波古語辞典』）。神霊や貴人通行のための合図で、神賀詞奏上の場合は天皇の出御があるため。「会昌門」は平安京の大内裏朝堂院の門。十二堂の前にあって南面し、その外に朝堂院の正門応天門がある。「竜　尾道」は平安京大極殿の南庭に上る通路。竜尾とも。りょうび。『訳注日本史料　延喜式』には、「平安宮の大極殿前庭に設けられた高欄・石階で高くした場所」とある。平安京造営に当たって、中国の制度を真似てこう名付けられた。

◆『延喜式』巻三十（大蔵省　国造）

凡そ初めて出雲国の国造に任じらるれば、物を賜ふ。絁十匹、糸廿絇、鍬廿口。斎畢りて神寿辞を奏さば、絁廿疋、綿五十屯、布六十端。郡司に布二反。祝部は有位無位を論ぜず、各布一端。凡そ出雲国造に禄を給するときは、弁官式部並びに集む。式部、国造以下の名を唱ふ。省蔵部らを率ゐて班ち給ふ。

国造補任と神賀詞奏上に際して与えられる禄についての条項。「蔵部」は大蔵省の職員。出納の作業に従事。伴部。定員六十人。

◆『延喜式』巻三十八（掃門寮）

出雲国造神事を奏するに御座を設く。告朔の儀に同じ。

「告朔」はこうさく。毎月朔日に、百官の行事、上日（つとめび）を記した文を天皇がご覧になる儀式。正月は二日か四日に行われ、後には、正月、四月、七月、十月の月初めだけに行われた。「ついたちもうし」とも。

「御座」について、同じ巻に次の記述がある。

凡そ御座は、清涼・後涼等の殿には錦の草墪を設く。［高麗錦の表、薫地は錦の縁。緋の束絁の裏。］紫宸殿には黒柿木の椅子を設く。行幸には赤漆の床子。［並びに錦の褥を敷く。］其れ神事並びに仁寿殿等の座は短帖を設くること常儀の如し。中宮の草も亦御に同じ。」（『延喜式』巻三十八　掃門寮）

「墪」は平地の小高い丘。とん（『広漢和辞典』）。「草墪」は高さ一尺三寸、径一尺六寸。高さ八寸、径一尺六寸。

◆『延喜式』巻四十二（左右京職　斎王祓）

凡そ斎王河に臨みて祓除し、及び伊勢に向かふは、進・属各一人、史生一人、坊令二人、兵士十人を将ゐ、前駆す。［出雲国造神賀詞を奏す。大唐渤海等の国に遣はし、天神地祇を祭らしむ。若しくは上道等の日、及び蕃客入朝の時も亦同じ。］

斎王が賀茂川で禊祓を行い伊勢に下向する等の時と同じように、出雲国造が神賀詞奏上するときにも、進・属各一人、史生一人、坊令二人が兵士十人を率いて前駆するとする。「進」は左、右京職の三等官。大進（従六位下）一人、少進（正七位上）二人。「属」は左、右京職の四等官。大属（正八位下）一人、少属（従八位上）二人。「史生」は律令制の各官庁に所属した下級官人。公文を繕写したり文案に上官の署名をとることを役目とした。官位相当なく、定員は各庁で定められた。「坊令」左、右京職に十二人。四坊に一人。

◆『延喜式』巻四十七（左兵衛府　小儀）

小儀は、告朔・正月上卯日・臨軒・授位・任官・十六日踏歌・十七日賭射・五月五日・七月廿五日・九月九日・出雲国造神賀詞を奏す・皇后を冊命す・皇太子を冊命す・百官賀表・遣唐使に節刀を賜ふ・将軍に節刀を賜ふを謂ふ。

宮中で行われる儀礼は大儀・中儀・小儀の三つに分かれる。大儀は「元日・即位・蕃国使の表を受くを謂ふ」。中儀は「元日宴会・正月七日・十七日大射・十一月新嘗祭、及び蕃国饗へ賜ふを謂ふ」。「出雲国造神賀詞を奏す」は小儀。

「正月上卯日」は卯杖を献上する日。「邪鬼を払う杖。正月上の卯の日に、大学寮から、後には諸衛府・大舎人寮から、天皇・中宮・東宮などに献上した。ヒイラギ・ナツメ・桃・梅・椿などを

五尺三寸に切り、五色の糸を巻く。持統紀に「己卯、大学寮、杖八十枚を献る」とあり、大陸の風を模倣して、持統三年正月に初めて行なわれ、平安末期に行なわれなくなった」(『岩波古語辞典』)。「臨軒」は天皇が大極殿に出御すること。「十六日踏歌」は踏歌節会。「天皇が紫宸殿で踏歌をご覧になり、そのあと五位以上の群臣に宴を賜わった年中行事」(同)。「賭弓」はのりゆみ。朝廷で正月十八日に、近衛・兵衛の舎人の弓射を試みる儀式。天覧があり、賭物(のりもの)を出される。「今も、かけものするにのるといふ詞あり」(『和訓栞』)。「七月廿五日」は相撲節会か。大月は二十八、二十九日、小月は二十七、二十八日。「冊命」は皇后・皇太子などを定めるとき、詔書を下して命じること。冊立とも。冊は天子の命令。「賀表」は朝廷・国家にめでたいことがあるとき、臣民から奉る祝いの文。

使用テキスト

小島・直木・西宮・蔵中・毛利校注・訳『日本書紀　3』(新編日本古典文学全集4　一九九八年六月　小学館)

植垣節也校注・訳『風土記』(新編日本古典文学全集5　一九九七年十月　小学館)

竹内理三編『寧楽遺文　上巻』(一九六二年九月　東京堂出版)

青木・稲岡・笹山・白藤校注『続日本紀　一～五』(新日本古典文学大系12～16　一九八九年三月～一九九八年二月　岩波書店)

『日本後紀』(新訂増補国史大系〈普及版〉一九七五年六月　吉川弘文館)

『続日本後紀』(新訂増補国史大系〈普及版〉一九七六年四月　吉川弘文館)

『類聚国史　前篇』(新訂増補国史大系第五巻　一九六五年三月　吉川弘文館)

『類聚三代格』(新訂増補国史大系第二十五巻　一九六五年八月　吉川弘文館)

『類聚符宣抄』(新訂増補国史大系第二十七巻　一九六五年一月　吉川弘文館)

『令義解』(新訂増補国史大系〈普及版〉一九七四年二月　吉川弘文館)

『延喜式　前編・中編・後編』(新訂増補国史大系〈普及版〉一九七四年四月・一九七四年四月　吉川弘文館)

『儀式』(新訂増補故実叢書31　一九五二年十月　明治図書出版)

佐伯有清・高嶋弘志編『国造・県主関係資料集』(一九八二年四月　近藤出版社)

参考文献

坂本太郎・平野邦雄監修『日本古代氏族人名辞典』(一九九〇年十一月　吉川弘文館)

和田　萃「出雲国造と変若水」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第112集　二〇〇四年二月)

前田晴人『古代出雲』(歴史文化ライブラリー219　二〇〇六年十一月　吉川弘文館)

鳥越憲三郎『出雲神話の誕生』(学術文庫　二〇〇六年十月　講談社。旧版『出雲神話の成立』一九六六年　創元社)

瀧音能之『古代出雲の社会と信仰』(一九九八年十二月　雄山閣出版)

西郷信綱『古事記注釈　第三巻』(一九八八年八月　平凡社)

保坂達雄『神と巫女の古代伝承論』(二〇〇三年三月　岩田書院)

虎尾俊哉編『訳注日本史料　延喜式　上・中』(二〇〇〇年五月・二〇〇七年六月　集英社)